

平成29年1月13日に介護予防・日常生活支援総合事業に係る質問をいただきましたのでお知らせします。
 また、総合事業ガイドラインを「事業所参加型サービスマップ」に掲載していますので、ご覧ください。

No.	職種	質問	回答	担当
1	訪問系事業所	<p>■訪問型サービスAについて</p> <p>訪問AをH29.4月以降で実施する場合、紀の川市と委託契約を結ばないと、訪問Aを提供しても報酬請求できないのでしょうか？（私どもの解釈ですと、H27.4.1以降の指定事業者はみなし指定のため、そのままでも大丈夫であると思っていました。）</p>	<p>平成29年4月1日以降、訪問型サービスAを新たに提供いただくためには、紀の川市と委託契約を締結していただく必要があります。平成28年9月23日付け28紀高介発第176001号でお知らせしているとおりです。平成29年4月1日時点でのサービス提供事業の受け付けは終了しています。平成29年4月以降も随時委託の申し出をお受けする予定ですが、まだ詳細については決まっておりません。平成29年4月1日以降高齢介護課までお問い合わせください。</p>	高齢介護課 介護予防係
2	訪問系事業所	<p>■訪問型サービスAについて</p> <p>例えば、岩出市内にある有料老人ホームに入居している紀の川市が保険者である被保険者さんに対して、介護予防訪問介護を提供しているとします。29年4月より「訪問A」に切り替わった場合、その際も「訪問A」の委託契約を紀の川市と事前に結んでおかないといけないですか？</p>	<p>基本的に転居されると岩出市に転入されるはずですので、住所地特例対象者となります。住所地特例対象者へのサービスは、岩出市の地域包括支援センターがケアマネジメントを実施し、指定事業者がサービスを提供することとなりますので、紀の川市の訪問型サービスA(委託事業)を提供することはできません。なお、サービス費の支払いについては、国保連合会を経由して紀の川市が指定事業者を支払います。</p> <p>万が一、紀の川市に住所を有する方でしたら、紀の川市訪問型サービスAをお受けいただくことは可能ですが、サービスを提供する事業所が紀の川市と事前に事業委託契約を締結していただく必要があります。その際の手続きに関しては、上記のとおりです。</p>	高齢介護課 介護予防係